

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 1 3 日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

資源有効利用促進法省令の改正及び
ストックヤード運営事業者登録規程について

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 10 月 11 日付け、事務連絡「資源有効利用促進法政省令の改正について」にて周知をいたしました措置に加えて、この度、資源有効利用促進法省令の更なる改正及びストックヤード運営事業者登録規程の創設をいたしましたので周知いたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知いただくとともに、貴団体傘下の建設業者から、関係のあるストックヤード等へストックヤード運営事業者登録規程を周知いただくよう、格段のご配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、今回の主な改正概要等につきましては、別紙のとおりです。

- 【別紙 1】資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について（概要）
- 【別紙 2】建設発生土から発生する土の搬出先の明確化等
- 【別紙 3】「資源有効利用促進法」を知っていますか？令和 5 年 3 月版（建設業者向けチラシ）
- 【別紙 4】ストックヤードの登録制度をご利用ください（ストックヤード業者向けチラシ）
- 【別紙 5】建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 5 年国土交通省令第 6 号）
- 【別紙 6】ストックヤード運営事業者登録規程（令和 5 年国土交通省告示第 157 号）